

## 高速道路営業規則新旧対照表（令和7年1月10日改正）

（下線は変更部分を示す。）

新	旧
<p>第1条～第32条（略）</p> <p>（不正通行の定義とその取扱い）</p> <p>第33条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3（削除）</u></p> <p>第34条～第56条（略）</p>	<p>第1条～第32条（略）</p> <p>（不正通行の定義とその取扱い）</p> <p>第33条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 当社は、不正通行を防止し適正な料金を徴収することその他高速道路の適正な利用に資することを目的として、料金所又は第9条第2項第2号に定める料金所以外の箇所に設置された「ETC」の表示があるETC通信施設に画像撮影装置を設置し、通行する車両を撮影し、その画像（車両登録番号及び利用者の容貌を含みます。）を同目的に従って利用することがあります。</p> <p>第34条～第56条（略）</p>
<p><u>（通行する車両の撮影）</u></p> <p><u>第57条 当社は、第27条に定める割引制度を適用すること及び第33条に定める不正通行を防止し適正な料金を徴収することその他高速道路の適正な利用に資することを目的として、料金所又は第9条第2項第2号に定める料金所以外の箇所に設置された「ETC」の表示があるETC通信施設に画像撮影装置を設置した上で通行する車両を撮影し、その画像（車両登録番号及び利用者の容貌を含みます。）を利用することがあります。</u></p>	<p>第57条 追加</p>
<p>（個人情報の取扱い）</p> <p>第5<u>8</u>条 当社がこの規則に基づき収集した個人情報は、当社が定める個人情報保護に関する基本方針にしたがって、適切に取扱います。</p>	<p>（個人情報の取扱い）</p> <p>第57条 当社がこの規則に基づき収集した個人情報は、当社が定める個人情報保護に関する基本方針にしたがって、適切に取扱います。</p>

新	旧
<p>(規則の改正)</p> <p>第5 <u>9</u>条 当社は、この規則を改正する場合、この規則を改正する旨及び改正後の規則の内容並びにその効力発生日（以下「改正内容等」という。）を当社のホームページに掲示し、改正内容等を記載した書面又は記録した電磁的記録を料金所事務室に備え付け、周知します。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(規則の改正)</p> <p>第5 8条 当社は、この規則を改正する場合、この規則を改正する旨及び改正後の規則の内容並びにその効力発生日（以下「改正内容等」という。）を当社のホームページに掲示し、改正内容等を記載した書面又は記録した電磁的記録を料金所事務室に備え付け、周知します。</p> <p>2 (略)</p>